

平成 3 1 監査年度

定期監査の結果に関する報告

愛知県監査委員

目 次

第1	監査の実施状況	1
1	基本方針	1
2	監査対象機関	1
3	監査実施方法	3
4	監査対象事務	3
5	監査実施時期	3
第2	監査の結果	4
1	概況	4
(1)	分野別	4
(2)	局等別	5
2	監査結果	6
(1)	重点項目	6
ア	資金前渡について	6
	〈監査意見〉 資金前渡に関する事務について、適正な事務処理を求め るもの	8
イ	税外未収金の債権管理について	9
	〈監査意見〉 税外未収金の解消に向けて一層の取組を求めるもの	14

(2) 収 入	20
【指摘事項】 有効な入札を無効なもの扱い、落札者の決定を誤っていたもの (合規性)	20
【指導事項】 証紙収納実績額を過少に報告していたもの (合規性)	21
(3) 支 出	22
【指導事項】 執行伺を作成せずに、負担金の支出手続を行っていたもの (合規性)	22
【指導事項】 単価契約において、執行予定額を超過して支出されていたもの (合規性)	23
【指導事項】 契約手続が適正でなかったもの (合規性)	23
【指導事項】 随意契約ができない契約について、随意契約により締結していたもの (合規性)	25
【指導事項】 契約手続が適正でなかったもの (合規性)	26
(4) 人件費・旅費	27
【指導事項】 通勤手当が支給不足となっていたもの (合規性)	27
【指導事項】 職員の通勤手当において、システムへの登録処理を行わなかったために支給誤りがあったもの (合規性)	29
【指導事項】 死体処理手当が過支給となっていたもの (合規性)	29
【指導事項】 扶養手当等が過支給となっていたもの (合規性)	30
(5) 財産・物品	32
【指摘事項】 権限が委任されていないにもかかわらず、行政財産の特別使用許可を行っていたもの (合規性)	32
【指摘事項】 行政財産の特別使用許可の手続を行わずに施設を使用させていたもの (合規性)	34

〈監査意見〉	行政財産の特別使用許可について、適正な事務の執行を 求めるもの……………	35
	【指導事項】 物品の廃棄に当たり、必要な手続を行って いなかったもの (合規性)……………	36
(6)	委 託……………	36
	【指導事項】 結核の接触者健康診断・管理検診業務委託 において、変更契約書を作成していなかったもの (合規性)……………	36
(7)	工 事……………	37
	【指導事項】 舗装道修繕工事請負契約において、設計金額 に誤りがあったもの (合規性)……………	37
(8)	その他……………	38
	【指導事項】 個人情報の管理が適正でなかったもの (合規性)……………	38
	【指導事項】 行政文書の開示に当たり、不開示とすべき 個人情報を開示したもの (合規性)……………	39
〈監査意見〉	個人情報の適切な管理や取扱いを求めるもの……………	40
〈監査意見〉	複数施設を一括した電力入札の実施検討を求めるもの……	41
〈監査意見〉	内部統制制度の導入に当たり、チェック体制が有効に 機能するよう求めるもの……………	42
〈監査意見〉	メンタルヘルス対策の充実を求めるもの……………	42

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の実施状況

1 基本方針

監査の実施に当たっては、本県における事務事業の執行全般について、合规性
はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて監査を実施した。

また、包括外部監査の結果等にも留意した。

(1) 合规性 …… ルールを守っているか

事務事業の遂行及び予算の執行が、予算や法律、条例、規則等に従って適正
に処理されているかという観点

(2) 経済性 …… ムダな経費をかけていないか

事務事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないかという
観点

(3) 効率性 …… より成果のあがる方法はないか

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大
限の成果を得ているかという観点

(4) 有効性 …… 目的にかなっているか

事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、ま
た、効果をあげているかという観点

2 監査対象機関

平成 31 監査年度の監査対象機関は、次のとおりである。なお、地方機関の出張
所等については、その属する地方機関に含めて監査を実施した。

区分	機関数	監査対象機関
本庁	176	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第2号に定める本庁各課 愛知県財務規則第2条第2号に定める警察本部の会計事務を担当する課及び同規則第4条第6項に定める知事が指定する職にある者の所属の課（警察本部の課） 愛知県企業庁組織規程第4条に定める課 愛知県病院事業庁組織規程第4条第1項に定める課
地方機関	333	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県財務規則第2条第4号に定める知事が指定する「かい」 愛知県企業庁組織規程第12条第1項に定める出先機関 愛知県病院事業の設置等に関する条例第3条の2第3項に定める病院等
計	509	

局 等	対 象 機 関 数			委員監査実施機関数			事務局監査実施機関数		
	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計	本庁	地方機関	計
政策企画局	7	1	8	7	1	8	7	1	8
総務局	7	14	21	7	6	13	7	14	21
人事局	3	1	4	3	0	3	3	1	4
防災安全局	4	1	5	4	0	4	4	1	5
県民文化局	8	3	11	8	1	9	8	3	11
環境局	6	1	7	6	1	7	6	1	7
福祉局	6	13	19	6	5	11	6	13	19
保健医療局	6	17	23	6	6	12	6	17	23
経済産業局	6	5	11	6	1	7	6	5	11
労働局	3	7	10	3	3	6	3	7	10
観光コンベンション局	2	-	2	2	-	2	2	-	2
農業水産局	7	15	22	7	9	16	7	15	22
農林基盤局	5	3	8	5	0	5	5	3	8
建設局	11	11	22	11	11	22	11	11	22
都市整備局	5	-	5	5	-	5	5	-	5
建築局	4	-	4	4	-	4	4	-	4
スポーツ局	2	-	2	2	-	2	2	-	2
会計局	3	-	3	3	-	3	3	-	3
企業庁	7	7	14	7	3	10	7	7	14
病院事業庁	2	4	6	2	1	3	2	4	6
議会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
教育委員会	10	183	193	10	20	30	10	183	193
警察本部	57	47	104	57	16	73	57	47	104

選挙管理委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
監査委員事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
人事委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
労働委員会事務局	1	-	1	1	-	1	1	-	1
計	176	333	509	176	84	260	176	333	509

3 監査実施方法

監査委員による監査（委員監査）及び事務局職員による監査（事務局監査）を実施した。

なお、議会事務局に係る監査については、森下利久監査委員及び坂田憲治監査委員を、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

4 監査対象事務

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき、主として、平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行全般を対象に定期監査を執行した。

5 監査実施時期

平成30年11月1日から令和元年8月6日まで

第2 監査の結果

1 概況

監査の結果、25件の注意改善を必要とする事項があった。

なお、注意改善を必要とする事項の区分は、次のとおりである。

○ 指摘事項

- ① 法令等に違反すると認められるもの
- ② 故意又は過失による事故等で、県に損害が生じていると認められるもの
- ③ 経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要すると認められるもの
- ④ その他改善を求める必要があると認められるもの

○ 指導事項

指摘事項①から④までのいずれかに該当する場合で、その程度が軽微なもの

○ 検討事項

指摘事項及び指導事項のほか、問題点又は疑問点がある場合で、改善に向けて検討を指示する必要があると認められるもの

(1) 分野別

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
重 点 項 目	0	0	0	0(1)
収 入	1	1	0	2(4)
支 出	0	5	0	5(15)
人件費・旅費	0	4	0	4(8)
財産・物品	9	1	0	10(3)
委 託	0	1	0	1(0)
工 事	0	1	0	1(0)
補 助 金	0	0	0	0(0)
事 故	0	0	0	0(0)
事 務 事 業	0	0	0	0(0)
そ の 他	0	2	0	2(5)
計	10(9)	15(27)	0(0)	25(36)

(注) () 内は前監査年度の件数を示す。

(2) 局等別

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
政 策 企 画 局	0	0	0	0(0)
総 務 局	0	2	0	2(2)
人 事 局	2	1	0	3(1)
防 災 安 全 局	0	0	0	0(1)
県 民 文 化 局	0	1	0	1(0)
環 境 局	0	0	0	0(0)
福 祉 局	0	1	0	1(7)
保 健 医 療 局	0	1	0	1(1)
経 済 産 業 局	2	0	0	2(1)
労 働 局	0	0	0	0(0)
観光コンベンション局	0	0	0	0(0)
農 業 水 産 局	1	0	0	1(3)
農 林 基 盤 局	1	0	0	1(1)
建 設 局	2	1	0	3(1)
都 市 整 備 局	0	0	0	0(0)
建 築 局	0	0	0	0(0)
ス ポ ー ツ 局	0	0	0	0(0)
会 計 局	0	0	0	0(0)
企 業 庁	0	0	0	0(1)
病 院 事 業 庁	0	0	0	0(1)
議 会 事 務 局	0	0	0	0(0)
教 育 委 員 会	2	3	0	5(10)
警 察 本 部	0	5	0	5(6)
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0(0)
監 査 委 員 事 務 局	0	0	0	0(0)
人 事 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0(0)
労 働 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0(0)
計	10(9)	15(27)	0(0)	25(36)

(注) () 内は前監査年度の件数を示す。
また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、7件の監査意見を付した。

2 監査結果

注意改善を必要とする事項の内容及び監査意見は、次のとおりである。なお、指摘事項等については、主にどのような観点（法規性、経済性、効率性、有効性）から、注意改善を必要とするかを括弧書きで付記した。

(1) 重点項目

次の事項について、重点的に監査を実施した。

ア 資金前渡について

(ア) 監査の趣旨

「資金前渡」とは、交際費や生活扶助費、報償金等の特定の経費について、会計管理者又は出納員（以下「会計管理者等」という。）が、県など普通地方公共団体の職員に必要な資金を概括的に交付し、当該交付を受けた者（以下「資金前渡員」という。）をして債権者に対して現金支払をさせるものである。

資金前渡員については、経費の目的とともに、収支等命令者（知事、かいの長等）が指定して会計管理者等に通知するものとされ、会計管理者等は、それに基づき当該資金前渡員に対して資金を交付するものとされている。

また、資金前渡員は、交付された資金（以下「資金前渡金」という。）を正当な債権者に対して支払うことはもとより、資金前渡金を預金その他最も確実な方法によって保管するとともに、現金出納簿を備えてその保管出納の状況を明らかにしなければならないとされている。

支払方法における特例である資金前渡に関しては、これまでの定期監査において、しばしば、不適切な事務処理が見受けられたことから、適正に事務が行われているかを確認するために監査を実施した。

区 分	監査実施機関数
本 庁	176 機関
地方機関	333 機関
計	509 機関

(イ) 監査の結果

監査の結果、事務処理が適正に行われていない次のような事例があった。

- 資金前渡員の指定（指定解除）
 - ・ 収支等命令者は、資金前渡に当たっては、資金前渡員を指定して会計管理者等に通知しなければならないところ、その指定及び通知がされていなかった。
- 支払と精算
 - ・ 資金前渡員は、支払に当たっては、正当な債権者であることなどを確認の上、領収書と引換えに支払を行わなければならないが、債権者からの受領に関する委任状を確認することなく債権者の代理人に対して支払をしていた。
 - ・ 領収書が、領収者以外の印によって訂正されていた。
 - ・ 資金前渡金（旅費 200 円）について、半年以上、資金前渡員口座に残ったまま、債権者（旅行者）に支払われていなかった。
 - ・ 収支等命令者において、資金前渡員からの精算報告において提出された領収書や委任状の確認が不十分であったり、半年以上も精算報告がなされていないにもかかわらず特段の措置を講じていない事例があった。
- 資金前渡金の保管
 - ・ 資金前渡員は、現金の出納において、受入れ及び払出しの都度、現金出納簿に記載することとされているところ、現金出納簿が作成されていなかった。また、現金出納簿に記載誤り（金額、払出日）のある事例があった。
 - ・ 資金前渡員の口座は、ペイオフに対応するため決済用預金（無利息型普通預金）とされているところ、一般口座となっていた。
 - ・ 資金前渡員が、通帳記帳を長期間怠ったため、その間の記帳が合算でされていた。

〈監査意見〉 資金前渡に関する事務について、適正な事務処理を求めるもの

該当機関 全庁

資金前渡は、特定の経費についての支払方法の特例であり、その事務処理の適正さを確保するためには、より慎重な手続を要する。

そこにおいて、収支等命令者は、資金前渡員の指定に当たり必ずしも県の会計事務に詳しいとはいえない者（技術系職員や市町村職員）を指定せざるを得ない場合もあり、資金前渡員には、その制度の周知徹底を行い、資金前渡員の適正な事務処理を確保するように努めなければならない。

また、収支等命令者は、資金前渡員の事務処理について日頃から監督を怠ってはならず、例えば、資金前渡員提出の精算報告に添付される領収書等を確認することはもちろん、必要に応じて現金出納簿や通帳を確認する必要がある。さらに、精算報告が期限内に行われない場合にはその経緯を確認するなどしなければならない。

これらを通じて、収支等命令者は、今回の定期監査において見受けられた資金前渡に関する不適正な事務処理を発生させることのないように努められたい。

イ 税外未収金の債権管理について

(ア) 監査の趣旨

本県では、「しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）」において、「税外債権の徴収強化」に取り組んできたところである。

しかし、本県の税外未収金は、全体的には減少傾向にあるものの、平成30年度末時点において全体で63億1千万余円と依然として多額となっている。

<税外未収金の推移>

(単位：円)

区分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
普通会計	6,487,486,636	6,362,918,942	6,181,755,535
一般会計	2,171,970,763	2,124,862,304	1,968,660,045
特別会計	4,315,515,873	4,238,056,638	4,213,095,490
公営企業会計	133,358,623	134,642,587	133,626,665
計	6,620,845,259	6,497,561,529	6,315,382,200

こうしたことから、税外未収金について、債権管理の状況等を把握するとともに、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権といった債権の分類ごとの課題を洗い出し、債権管理の一層の適正化に資するものとするため、監査を実施した。

(イ) 対象債権及び対象機関等

税外未収金のうち、平成 29 年度決算において、未収金の額が比較的多額なもの又は増加傾向にあるものの中から、次の七つの債権を監査の対象とした。

対象債権		対象機関	根拠法令	時効
債権の名称	債権の分類			
生活保護費に係る返還金	強制徴収公債権、非強制徴収公債権	福祉局 地域福祉課	生活保護法第 63 条、第 78 条	5 年
児童措置費負担金	強制徴収公債権	福祉局 児童家庭課	児童福祉法第 56 条	5 年
放置違反金 放置違反金に係る延滞金	強制徴収公債権	警察本部 交通指導課	道路交通法第 51 条の 4、放置違反金に係る納付命令等に関する規則	5 年
高度化事業貸付金収入	私債権	経済産業局 中小企業金融課	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条、愛知県中小企業高度化資金貸付規則	5 年
住宅使用料 駐車場使用料	私債権	建築局 公営住宅課 県営住宅管理室	公営住宅法第 16 条、愛知県県営住宅条例第 11 条、第 41 条	5 年
高等学校等奨学事業貸付金収入	私債権	教育委員会 高等学校教育課	愛知県高等学校等奨学金貸与条例第 2 条	10 年
過年度医業未収金	私債権	病院事業庁 経営課	愛知県病院事業の設置等に関する条例第 8 条	3 年

(ウ) 債権管理について

a 債権発生時の管理の方法

債権に関しては、基本的には、発生の都度、財務システムにより調定を行い、財務システムによる税外収入個別表や収入未済一覧表等により管理されている。

ただし、貸付金など納期が未到来の債権に関しては、納期到来の都度、財務システムにより調定するもので、それまでの間は、貸付金整理簿（愛知県財務規則第 181 条 様式第 84）又は債権整理簿（愛知県財務規則第 181 条 様式第 85）などの財務システム外の帳簿により、管理しなければならないとされている。

b 滞納時の手続

区分	公債権（公法上の債権）		私債権 （私法上の債権）
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
督促	・納期限までに納入がされない場合には督促をしなければならない。		
滞納処分	・国税徴収法の例により財産調査及び滞納処分ができる（裁判所の関与なしに独自の判断と執行により差押え等を行い、債権の回収を図ることが可能）。	/	
訴訟手続等	/		・国税徴収法の例による財産調査権はない。 ・保証人がある債権は、保証人に履行請求しなければならない。 ・保証人への履行請求によっても履行のない債権等については、訴訟手続をしなければならない（履行の強制には裁判所の関与が必要）。
不納欠損処理（消滅時効）	・消滅時効の期間は、5年又は2年であり、債務者による時効の援用は不要で期間経過で完全に消滅する。		・消滅時効の期間は、民法又は個別法の規定による。債権の消滅には、債務者による時効の援用が必要である。

(エ) 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

a 債権管理

監査の対象とした七つの債権のうち、五つの債権（生活保護費に係る返還金、児童措置費負担金、放置違反金（延滞金を含む。）、住宅使用料・駐車場使用料及び過年度医業未収金）については、発生の都度、調定が行われ、財務システムにより管理されていた。なお、この中には、総額を財務システムで管理し、債務者ごとの明細については、別途管理されている債権もあった（住宅使用料・駐車場使用料及び過年度医業未収金）。

また、二つの債権（高度化事業貸付金収入及び高等学校等奨学事業貸付金収入）については、納期到来までの間、貸付金整理簿により管理され、納期到来の都度、調定が行われ、財務システム管理へ移行されている。なお、このうち、高等学校等奨学事業貸付金収入については、財務システムと連動する「奨学金管理システム」により管理されていた。

b 滞納整理

(a) 督促について

納期限までに納付をしない者があるときは、督促状を発して督促しなければならないにもかかわらず、督促状の送付がされず口頭での督促が行われていたものがあつた（高度化事業貸付金収入）。

また、財務規程に定める様式と異なる様式による督促や口頭での督促が行われていたものがあつた（過年度医業未収金）。

(b) 滞納処分について

強制徴収公債権は、国税徴収法の例による財産調査及び滞納処分が可能とされるが、財産調査が行われていない債権があつた（生活保護費に係る返還金及び児童措置費負担金）。したがって、これらの債権については、財産調査に続く、滞納処分又は滞納処分の執行停止も行われていなかった。

(c) 訴訟手続等について

非強制徴収公債権及び私債権については、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として、以下の手続を行わなければならないとされるが、これらの手続が行われていない債権があった（生活保護費に係る返還金及び駐車場使用料）。

- ① 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）がある場合は、担保権の実行又は保証人に対する履行請求
- ② 債務名義がある場合は、強制執行手続
- ③ ①及び②に該当しない場合（①の措置をとってもなお履行されないものを含む。）は、訴訟手続

c 不納欠損処理

不納欠損処理とは、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いであり、監査の対象としたいずれの債権においても、各債権の不納欠損処理基準に基づき処理が行われていた。

なお、時効期間の経過による不納欠損処理に関して、公債権は、時効の援用が必要でないことから、時効期間の経過により債権は消滅（地方自治法第236条第2項）し、その後は債権管理の必要がない。

一方で、私債権（高度化事業貸付金収入、住宅使用料・駐車場使用料、高等学校等奨学事業貸付金収入及び過年度医業未収金）については、債権の消滅に当たって時効の援用が必要となる（民法第145条）ことから、債権放棄に関する議会の議決がない限り、債権自体は消滅せず、不納欠損後も、債権管理を継続する必要がある。

d マニュアルの整備

名称はともかく、債権管理担当部署において、それぞれ管理マニュアルに相当するものは策定されていたが、なかには法改正など現状の事務に即した改定が行われていないものがあつた（生活保護費に係る返還金及び児童措置費負担金）。

e 税外債権の管理を所管する組織

税外債権の管理に関して、総務局においては、毎年度、各局等の事務担当者を対象とした「税外債権の管理・回収業務に関する研修会」を開催し、また、会計局においては、「会計事務の手引（総則・収入編）」に法令等に基づく債権管理の手続等を記載しているものの、税外債権の管理に関する事務は、個々の債権を所管する局等により個別に行われている。

この点、会計局が県の会計事務をつかさどることや、財産管理課が県の公有財産の取得、管理及び処分を総括することなどとは異なり、県全体の税外債権の管理をつかさどる組織（制度所管課）は、明確にされていない。

〈監査意見〉 税外未収金の解消に向けて一層の取組を求めるもの

該当機関 全庁

税外未収金は、依然として多額であり、財源の確保と負担の公平性の観点から、適正な債権管理を行い、解消に向けた取組を進める必要がある。

具体的には、法令の規定に基づき、財産調査や滞納処分等の実施を検討し債権の回収強化に努め、その上でなお回収困難な債権については、回収見込額と回収コスト等を比較し、執行停止や徴収停止の実施を検討していくなど、効率的かつ効果的な債権管理を行っていくことが必要となる。

今回の監査においては、強制徴収公債権では、法令の規定に従って財産調査や滞納処分が行われている債権がある一方、財産調査や滞納処分の実施が検討されていない債権も見受けられた。また、非強制徴収公債権及び私債権については、訴訟手続等が行われている債権がある一方、訴訟手続等の実施が検討されていない債権も見受けられた。

こうした取扱いの差異は、もとよりそれぞれの債権の性格によるところもあるが、それ以前に、法令の知識はもとより、債権回収に係る実務など債権管理に関する基本的認識が共有されていないこと、そして、その要因の一つとして、債権管理に関する基本的な指針が定められていないことが挙げられる。

今回は税外未収金が多額のもの又は増加傾向にあるものを監査したが、さらに少額のものを含めれば、その取扱いには、なおさらの差異が生じて

いるのではないかと推測される。

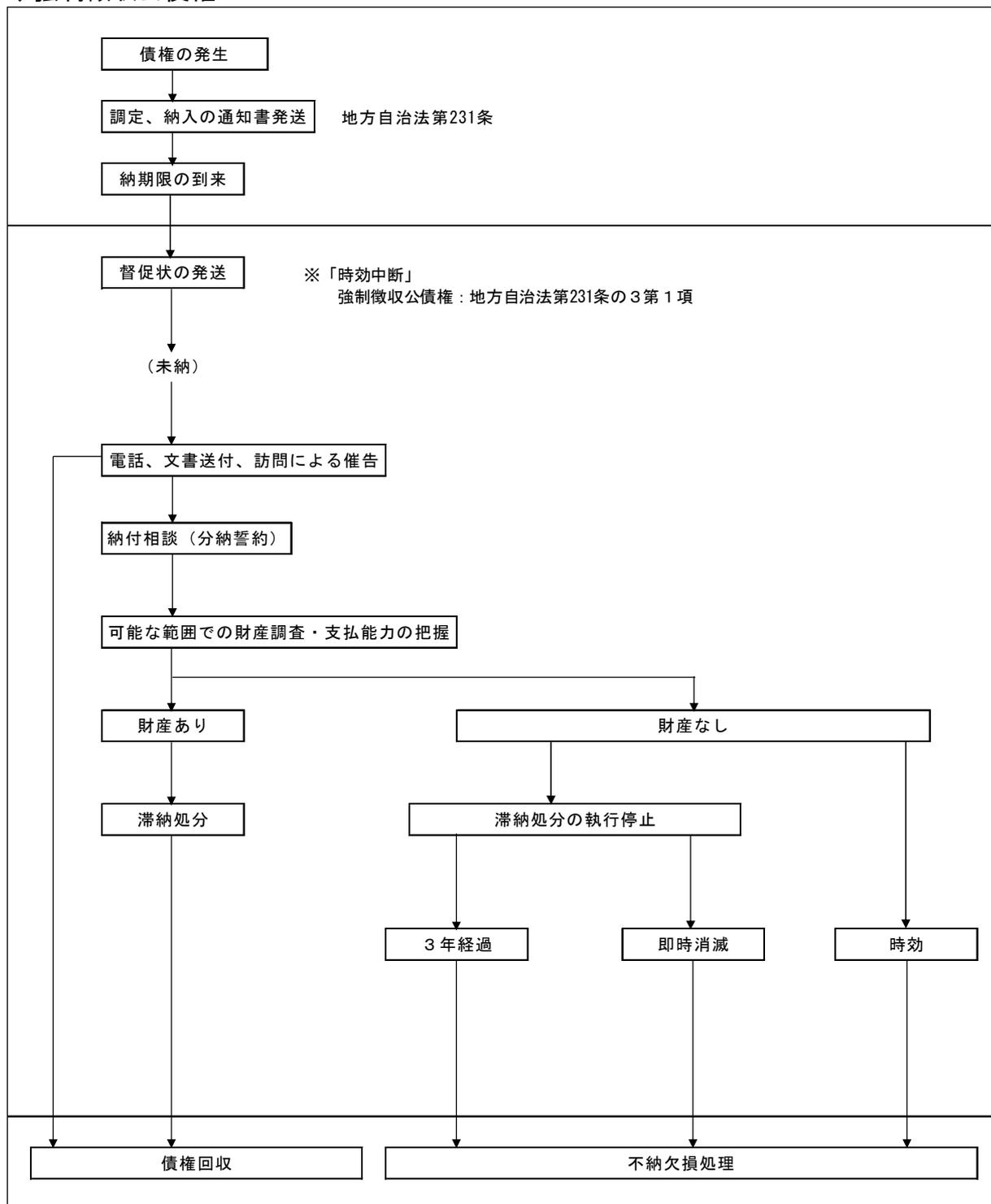
今後、「税外債権の徴収強化」の取組を進めていくに当たっては、全庁的に、効率的かつ効果的な債権管理に関する基本的な考え方を共有した上で、各局等が、それぞれの債権の性格に応じた詳細なマニュアル等を備えて、実効性のある回収に取り組む必要がある。

については、他の自治体における債権管理に関する条例なども参考に、全庁的に共有すべき基本的な指針を定め、各局等における債権管理を支援するなど、効率的かつ効果的な債権管理が行える仕組みづくりについて検討し、税外未収金の解消に一層取り組まれない。

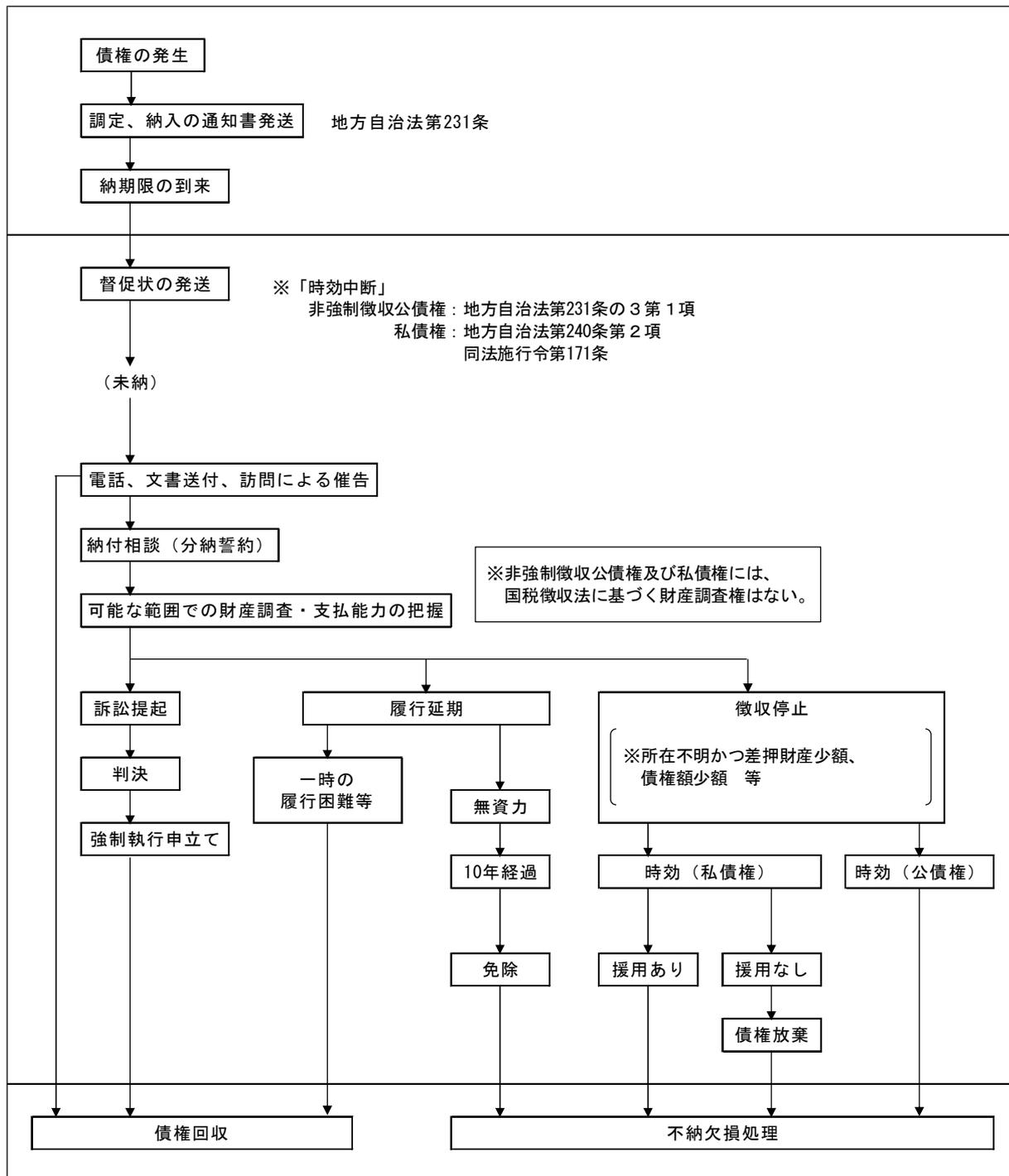
滞納処分の停止の要件等	<p>【強制徴収公債権】</p> <p>○地方税法第 15 条の 7</p> <p>1 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。</p> <p>一 滞納処分をすることができる財産がないとき。</p> <p>二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。</p> <p>三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。</p> <p>4 第 1 項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、<u>その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。</u></p> <p>5 第 1 項第 1 号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、<u>その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。</u></p>
徴収停止	<p>【非強制徴収公債権】及び【私債権】</p> <p>○地方自治法施行令第 171 条の 5</p> <p>普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。</p> <p>一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。</p> <p>二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。</p> <p>三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。</p>
履行延期の特約等	<p>○地方自治法施行令第 171 条の 6</p> <p>1 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。</p> <p>一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。</p> <p>二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。</p>
免除	<p>○地方自治法施行令第 171 条の 7</p> <p>1 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、<u>当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。</u></p> <p>3 前 2 項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。</p>

(参考) 債権管理事務の流れ

◇強制徴収公債権



◇非強制徴収公債権、私債権



(2) 収入

【指摘事項】有効な入札を無効なもの扱い、落札者の決定を誤っていたもの
(合規性)

該当機関 自治研修所

県有財産の貸付け(自動販売機の設置)に係る一般競争入札においては、最高の価格をもって入札した者を落札者としなければならないとされている。

自治研修所では、委任状を提出した場合でも、委任者自身の権限が失われるものではないにもかかわらず、事前に提出された会社代表者から営業所長への委任状があることをもって、本来有効とすべき当該会社(A社)代表者自身による入札を無効と誤解し、次順位者(B社)を落札者としていた。この結果、提示された最も有利な価格よりも低い価格での契約となっていた。

入札者	入札額	誤	正
A社	2,400,000円	無効	落札
B社	1,957,777円	落札	次順位

<参考>

○ 地方自治法 (契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 略

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4以下 略

【指導事項】 証紙収納実績額を過少に報告していたもの（合規性）

該当機関 昭和警察署

本県では、登録、免許、認可等の申請に係る一部の手数料を証紙により収入している。かいでは、証紙が貼付された申請書の提出があったときは、その都度、証紙実績簿に記入し、毎年度四半期ごとに証紙収納実績額を本庁に報告している。本庁では、報告された金額に基づき、当該手数料に係る収入額を調定している。

昭和警察署では、銃砲刀剣類所持許可等手数料1件について、証紙実績簿への記入を失念したことにより、平成30年度第1四半期分の証紙収納実績額を10,500円過少に報告していた。このことにより、本庁において同手数料に係る収入額が過少に調定されていた。

○ 平成30年度証紙収納実績額等（銃砲刀剣類所持許可等手数料）

区分	第1四半期分	
	件数	金額
正	11件	84,000円
誤	10件	73,500円
差	△1件	△10,500円

<参考>

○ 愛知県財務規則

（証紙による歳入の納付の方法）

第53条 証紙による歳入の納付は、当該納付すべき手数料に係る登録、免許、認可等の申請書又は証紙貼付書（様式第33）に納付額に相当する証紙を貼付してしなければならない。

2 略

（証紙の消印）

第54条 前条の規定により証紙を貼付した申請書（証紙貼付書を含む。以下本条において同じ。）の提出があつたときは、当該申請書を受理した者に係る本庁各課の長又はかいの長は、当該申請書に貼付された証紙に消印（様式第34）を押さなければならない。

（かいに納付された証紙の実績の報告）

第55条 かいの長は、毎年度各四半期ごとに当該かいが納付を受けた証紙（当該かいの長が第54条の規定により消印を押した証紙のうちそのかいにおいて処理された申請書に係るものをいう。次条において同じ。）について証紙収納実績報告書（様式第35）を作成し、翌四半期の最初の月の5日までに当該かいの予算に関する事務を所管する本庁各課の長に提出しなければならない。

(3) 支 出

【指導事項】 執行伺を作成せずに、負担金の支出手続を行っていたもの（合規性）

該当機関 東尾張県税事務所

かいにおける予算を伴う事業の執行に当たっては、「知事が指定する事項に係る事業執行」を除き、あらかじめ、執行予定額などの執行内容等を記載した執行伺を作成して決裁を受けた上で支出手続を行わなければならないとされている。

東尾張県税事務所では、職員の研修負担金 64,400 円について、「知事が指定する事項に係る事業執行」には該当しないにもかかわらず、執行伺を作成せずに、支出手続を行っていた。

<参考>

- 愛知県財務規則
（予算執行書）
第21条 本庁各課の長は、予算を伴う事業執行（以下本条において「事業執行」という。）にあたっては、あらかじめ、予算執行書（様式第12）を作成して決裁を受けなければならない。ただし、知事が指定する事項に係る事業執行については、予算執行書の作成を省略することができる。
- 愛知県財務規則の施行について（依命通達）
第2章・3 規則第21条関係について
(4) 第1項ただし書の規定により予算執行書の作成を省略することができる事項は、職員給与費、管理的経費等その経費の種類及び執行の形態から予算執行書の形式により難しいもので、別紙2に記載するものとする。
別紙2
予算執行書の作成の省略事項
 - 1 職員の報酬
 - 2 職員の給与
 - 3 退職手当
 - 4 恩給及び退職年金
 - 5 臨時雇用職員の賃金
 - 6 職員の旅費（外国旅行を除く。）
 - 7 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした共済費
 - 8 交際費
 - 9 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした扶助費
 - 10 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした償還金利息及び割引料
 - 11 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした公課費
 - 12 支出負担行為決議書、支出金調書等を用いて意志決定をした管理的経

費（課の維持運営のための経費であつて直接行政目的とならない経費）

13 県税、地方譲与税、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入（受託収入を除く。）及び県債

14 愛知県災害対策本部が調達の意志決定をした物品の購入に係る経費
その他大規模災害により緊急の予算執行が必要な経費（通常の手続によつては、執行の目的を達せられない場合に限る。）

○ 愛知県財務規則の運用について（通知）

第21条関係（予算執行書）

2 かいにおいては、予算執行書に相当するものとして、執行伺を作成し、
かいの長の決裁を受けること。

【指導事項】単価契約において、執行予定額を超過して支出されていたもの（合規性）

該当機関 愛知芸術文化センター図書館

愛知芸術文化センター図書館では、図書購入に係る単価契約において、あらかじめ執行伺により決裁を受けた執行予定額を超過すると見込まれるにもかかわらず、超過分に関して執行伺が作成されていなかった。

○ 執行予定額を超過して支出していた状況

執行予定額（円）	支出額（円）	超過額（円）
1,276,000	1,369,370	93,370

【指導事項】契約手続が適正でなかったもの（合規性）

該当機関 大府もちのき特別支援学校

長期継続契約の締結に当たっては、契約伺を作成しなければならないとされているが、大府もちのき特別支援学校では、給食調理等業務に係る長期継続契約において契約伺を作成していなかった。

また、この契約は、公募型企画提案方式による随意契約であり、契約締結に当たっては、企画提案書の概算見積書とは別に、改めて見積書を徴さなければならないとされているが、これを徴していなかった。

○ 委託契約の概要

委託名	給食調理等業務委託
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大府もちのき特別支援学校における調理、配膳、洗浄業務 ・大府特別支援学校及び大府もちのき特別支援学校桃花校舎への配送業務 ・大府特別支援学校における配膳業務 ・大府もちのき特別支援学校桃花校舎における配膳、洗浄業務
委託期間	平成30年4月1日～令和2年8月10日（長期継続契約）
契約金額	70,267,019円（税込み）

<参考>

○ 愛知県財務規則
（見積書の徴取）

第164条の2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく、二人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴さなければならない。

○ 愛知県財務規則の運用について（通知）

第164条の2条関係（見積書の徴取）

3 見積書を徴取することを省略し、又は1通で処理することができる場合を例示すれば次のとおりである。

(1) 省略できる場合

ア 官公署との契約で他の書類等により価格が確定しているとき。

イ 法令により価格の定めのあるとき。

ウ 新聞、官報、書籍の追録その他の定期刊行物等で、あらかじめ価格の確定しているものを購入しようとするとき。

エ 著しく見積書を徴することが困難な事情があり、かつ、その価格が適当と判断される時。

オ 当該かいの調達内容又は調達予定数量を含めて本庁又は他のかいで価格又は単価が決定された場合において、その相手方と契約を締結するとき。

カ 財源の全額が国庫金である国からの委託事業を再委託する契約を締結するとき。

キ 料金が公表されている会場の借上げに係る契約を締結するとき。

ク 研修等において使用するテキストを、主催者から直接購入しようとするとき。

○ 財務規則関係質疑応答集
（契約書の作成）

単価契約、長期継続契約等、支出負担行為決議書によらないものについては、契約伺いが必要となる。

【指導事項】 随意契約ができない契約について、随意契約により締結していたもの（合規性）

該当機関 小牧警察署

役務の提供に係る契約は、予定価格（単価契約の場合、予定価格とする単価に発注予定数量を乗じた執行予定額）が100万円を超えないものについて、随意契約によることができるものとされている。

小牧警察署では、宿直用寝具等のクリーニング業務に係る単価契約において、執行予定額が100万円を超えるにもかかわらず、消費税等抜きで100万円を超えないことをもって、随意契約により契約を締結していた。

○ 宿直用寝具等のクリーニング業務の執行予定額

物件名	単価(税込み)	発注予定数量	合計
掛布団カバー	418円	460枚	192,280円
敷布団カバー	418円	460枚	192,280円
枕カバー	265円	450枚	119,250円
二重毛布	1,169円	40枚	46,760円
包布	512円	380枚	194,560円
毛布	835円	370枚	308,950円
執行予定額 (税抜き)			1,054,080円 (976,000円)

<参考>

○ 地方自治法
(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3以下 略

○ 地方自治法施行令
(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二以下 略

2以下 略

- 愛知県財務規則
(随意契約のできる予定価格の額)
第164条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 工事又は製造の請負 250万円
 - 二 財産の買入れ 160万円
 - 三 物件の借入れ 80万円
 - 四 財産の売払い 50万円
 - 五 物件の貸付け 30万円
 - 六 前各号に掲げるもの以外のもの※ 100万円
- ※ 委任契約、役務提供契約等
- 会計事務の手引 (契約編)
(単価契約をする場合の留意事項)
(2) 予定価格と契約方法
予定価格は単価について定めますが、この単価に契約期間中の発注予定数量を乗じた金額が予算を超えることのないように留意しなければなりません。
また、競争入札によるか政令第167条の2第1項第1号及び規則第164条に規定する随意契約(少額随意契約)によるかの判断は、予定価格(単価)そのものではなく、予定価格に発注予定数量を乗じた金額(予定総額)を基に行ってください。
(契約事務と消費税及び地方消費税の取扱い)
予定価格は総額で定めますので、消費税等を含みます。

【指導事項】 契約手続が適正でなかったもの (合規性)

該当機関 小牧警察署

小牧警察署では、産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を委託する際に、対象の廃棄物を金属くず 30 m³、木くず 35 m³及び廃プラスチック 20 m³として執行伺を作成した。その後、見積書を徴取するに当たって、業者に現物を確認させたところ、対象の廃棄物が金属くず、木くず及び廃プラスチックからなる混合廃棄物 25 m³であることが判明した。

執行伺の内容に変更が生じた場合には、予定価格を含めて改めて伺う必要があるが、同署では、それを行わないまま、当該混合廃棄物に係る見積書を徴取し、契約を締結していた。

- 執行伺（産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に係る執行予定額）
 - ・（収集・運搬 123,570 円＋処分^{※1}517,810 円）×1.08＝692,690 円

※1 「処分」の内訳

金属くず	2,333 円／m ³	×	30 m ³	＝	69,990 円
木くず	6,100 円／m ³	×	35 m ³	＝	213,500 円
廃プラスチック	11,716 円／m ³	×	20 m ³	＝	234,320 円

- 混合廃棄物の収集・運搬及び処分業務の契約額

・（運搬 25,000 円＋処分^{※2}225,000 円）×1.08＝270,000 円

※2 「処分」の内容

混合廃棄物処分費	9,000 円／m ³	×	25 m ³	＝	225,000 円
----------	------------------------	---	-------------------	---	-----------

<参考>

- 会計事務の手引（支出編）

（予算執行書（執行伺）とは）

予算を伴う事業の執行に当たって、その前提として執行の意思決定が必要です。

本庁各課の長は予め予算執行書を作成して決裁を受けなければならないとされており、（規則21）

かいは、本庁の予算執行書に相当するものとして執行伺を作成します。（運用通知21）

予算執行書は、支出負担行為・・・の前提となるものであり、予算執行に関する計画を個別的に具体化したものです。したがって、法的要件を備える支出負担行為に至る過程において、執行しようとする事務事業の個別について、実施方法、内容等について決定を伺うものですので、原則作成するとともに可能な限り事業単位に記載することが必要です。

(4) 人件費・旅費

【指導事項】 通勤手当が支給不足となっていたもの（合規性）

該当機関 人事局総務事務管理課

通勤手当の支給に当たって、届出内容に変更が生じた場合は、職員本人が変更の届出を行い、それに基づき任命権者が手当額を改定することが基本であるが、職員の届出内容に変更はないが、任命権者が決定した手当額の改定を要する事由が発生した場合は、任命権者が職権により手当額を改定している。

総務事務管理課では、路線バスを用いた通勤経路を届け出た職員の通勤手当を、同路線バスと同一区間を運行し、かつ、より経済的であるコミュニティバスの回数券で算出、認定していた。

その後、認定した回数券が廃止され、路線バスの運賃（マナカ利用）が

より経済的となったにもかかわらず、同課は、通勤手当の額を改定していなかった。このため、通勤手当が17,112円支給不足となっていた。

- 支給不足の内容(対象:豊田加茂県税事務所の再任用短時間勤務職員)
 (②:11,370円-①:10,818円)×31か月(平成28年3月~30年9月)
 =17,112円

事由発生年月日	事由	届出	通勤手当の算出に係る経済性の比較	
H27.4.1	勤務回数変更	路線バス	路線バス(マナカ) 350円×2×17回 - 530ポイント =11,370円	コミュニティバス(回数券) 350円×10/11×2×17回 =10,818円…①
H28.3.1	コミュニティバス回数券廃止 (H28.2.29)	(不要)	路線バス(マナカ) 350円×2×17回 - 530ポイント =11,370円…②	コミュニティバス(普通運賃) 350円×2×17回 =11,900円
H30.10.1	・路線バス路線廃止 (H30.9.30) ・コミュニティバス運賃改定 (H30.10.1)	コミュニティバス	コミュニティバス 300円×2×17回 =10,200円	

<参考>

- 通勤手当に関する規則
 (届出)

第3条 職員は、新たに条例第11条第1項の職員としての要件を具備するに至った場合には、通勤届(様式第1)により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

- 一 任命権者を異にして異動した場合(人事委員会の定める場合を除く。)
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

2 略

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

【指導事項】 職員の通勤手当において、システムへの登録処理を行わなかったために支給誤りがあったもの（合規性）

該当機関 知多教育事務所

教育事務所では、管内の小学校及び中学校の県費負担教職員の給与支払事務を行っている。知多教育事務所管内の小学校において、職員の転居に伴い提出された通勤届に基づき通勤手当認定簿を改定したが、支給処理を行うシステムへの登録処理を失念したため、平成30年9月から同年12月まで転居前の通勤手当の額が支給されたことにより、同手当20,400円が支給不足となっていた。

- ・ 支給不足額 20,400円
5,100円×4月（平成30年9月～12月）
（誤）2,400円
（正）7,500円 差額 5,100円

【指導事項】 死体処理手当が過支給となっていたもの（合規性）

該当機関 港警察署

警察職員が、死体に接触して行う見分、検視若しくは検証の作業若しくはこれらに伴う死体の処理の作業又は死体の解剖を補助する作業（以下「死体処理業務」という。）に従事した場合は、死体数に応じて死体処理手当を支給する一方、同一死体に係る死体処理業務に複数回従事した場合は、死体1体分として同手当を支給することとされている。

港警察署では、同一死体について2回死体処理業務に従事した場合にも、死体2体分として死体処理手当を支給していたことにより、警察職員延べ11人に対して同手当32,000円が過支給となっていた。

○ 過支給額の内容

区分	死体処理手当の額	内訳
正	35,200円	3,200円 ^{※1} ×11人
誤	67,200円	(3,200円 ^{※1} +3,200円 ^{※1})×9人 (3,200円 ^{※1} +1,600円 ^{※2})×2人
過支給額	67,200円-35,200円=32,000円	

※1 死体の解剖を補助する作業又は人事委員会が特に著しく不快なものとする作業に従事した場合

※2 ※1以外の場合

<参考>

○ 職員の特殊勤務手当に関する条例
(死体処理手当)

第11条 死体処理手当は、警察職員が、死体に接触して行う見分、検視若しくは検証の作業若しくはこれらに伴う死体の処理の作業又は死体の解剖を補助する作業に従事した場合に支給する。

2 死体処理手当の額は、死体一体につき3,200円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、警察本部刑事部に所属する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)以外の警察職員が前項に規定する作業に従事した場合における一日の総額は、この項本文に規定する人事委員会規則で定める額に100分の200を乗じて得た額を超えることができない。

3 略

○ 特殊勤務手当に関する規則
(死体処理手当)

第10条 条例第11条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 検視官が行う場合 3,200円

二 前号に掲げる場合以外の場合 1,600円(死体の解剖を補助する作業又は人事委員会が特に著しく不快なものと認める作業に従事した場合にあっては、3,200円)

2 略

○ 特殊勤務手当に関する規則の運用について

第8 死体処理手当(規則第10条)関係

1 第1項第2号中「人事委員会が特に著しく不快なものと認める場合」とは、次に掲げる死体に係る作業に従事した場合とする。

(1) 軌道事故による死体で、身体の一部がれき断されたもの及び臓器が飛散しているもの

(2) 航空機の墜落事故による死体(外部所見で損傷の程度が軽度な死体を除く。)

(3) 交通事故による死体で、臓器が大量に飛散しているもの及び頭部等が原形をとどめない程度に損傷したもの

(4) 水死体、埋沈死体等で腐敗が進行し、皮膚が容易にはがれる状態のもの

(5) 焼死体(窒息死で焼けただけではないものを除く。)

(6) その他これらに準ずる死体として警察本部長が認めるもの

【指導事項】 扶養手当等が過支給となっていたもの (合規性)

該当機関 蒲郡警察署

扶養手当の認定後に、扶養親族の給与所得等恒常的な所得の合計額が年額130万円(毎月定まった収入がある場合にあっては年額に12分の1を乗じて得た額(108,334円))程度以上と見込まれた場合には、それ以降は、

扶養親族として認定できないとされている。

蒲郡警察署では、扶養親族の給与所得が平成 30 年 9 月において月額 108,334 円程度以上になったとして届け出た職員について、当該届出の添付書類から、同年 6 月以降の当該親族の給与所得及び年金所得の合計で 108,334 円程度以上であったことが分かるにもかかわらず、同年 9 月から扶養親族でなくなったものとして認定していた。

このため、平成 30 年 6 月分から 8 月分までの扶養手当 24,000 円のほか、扶養手当の額が算定基礎となっている地域手当 2,520 円及び期末手当 10,829 円が過支給となっていた。

・ 過支給額

扶養手当 8,000 円×3 月=24,000 円

地域手当 840 円×3 月=2,520 円

期末手当 (誤) 366,967 円－(正) 356,138 円=10,829 円

<参考>

○ 職員の給与に関する条例

(扶養手当)

第 9 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。(後略)

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

一～三 略

四 60 歳以上の父母及び祖父母

五以下 略

3 及び 4 略

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

○ 扶養手当に関する規則

(認定)

第 3 条 任命権者は、前条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

一 略

二 その者の給与所得、事業所得、不動産所得等恒常的な所得の合計額が人事委員会の定める額程度以上であると見込まれる者

3 以下 略

○ 扶養手当に関する規則の運用について

第 3 条関係

4 所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族

として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

- 5 第2項第2号中「人事委員会の定める額程度」とは、年額130万円程度とする。なお、毎月定まった収入がある場合にあっては、月額により判断するものとし、当該月額は、年額に12分の1を乗じて得た額程度とする。従って、収入が急増し、当該年額に12分の1を乗じて得た額程度以上の収入が継続して見込まれる場合は、その月から扶養親族でなくなり、収入が急減し、以後、当該年額に12分の1を乗じて得た額程度以上の収入がないと認められる場合は、その月から扶養親族として認定することができる。

(5) 財産・物品

【指摘事項】 権限が委任されていないにもかかわらず、行政財産の特別使用許可を行っていたもの（合規性）

該当機関 自治研修所、あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター、あいち産業科学技術総合センター尾張繊維技術センター、森林・林業技術センター、国府高等学校

行政財産の特別使用許可のうち、かいの長等には権限が委任されておらず、本庁で行わなければならない給排水管・ガス管等の埋設に係る許可を、以下の機関では、かいの長等が行っていた。

該当機関	許可内容
自治研修所	電力会社から提出された高圧ケーブル埋設を伴う高圧引込用開閉器設置に係る土地の使用許可
あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター、あいち産業科学技術総合センター尾張繊維技術センター	ガス供給事業者から提出されたガバナー室（ガス整圧器室）の設置に係る土地の使用許可
森林・林業技術センター	水道事業者から提出された水道管理設に係る土地の使用許可
国府高等学校	電気通信会社から提出された通信線埋設に係る土地の使用許可

<参考>

○ 愛知県公有財産規則

(使用許可事務の委任)

第27条 かいの長が分掌する行政財産に係る次に掲げる使用許可に関する事務は、当該かいの長に委任する。

- 一 使用期間が6月未満の使用許可
- 二 使用目的が次のいずれかに該当する使用許可

イ及びロ 略

ハ 運輸事業、通信事業、水道事業、電気事業、ガス供給事業その他公益事業の用に供するため、電柱、標柱その他これらに類するものを設置すること。

2 略

○ 愛知県公有財産規則の実施について(通知)

第27条(使用許可事務の委任)関係

- 1 第1項第2号によりかいの長へ委任される事務は、小規模かつ軽易な使用に係るものであり、特別高圧電線の架空、用排水路の設置及び給排水管・ガス管等の埋設に係るものについては委任されないこと。

○ 愛知県立学校における愛知県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程

(校長への事務の委任)

第3条 教育長は、その権限に属する事務のうち、別表第1に掲げる事務を校長に委任する。

別表第1(第3条関係)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第2号に規定する教育財産(学校の用に供するものに限る。以下同じ。)の使用期間が6月未満の使用許可に関する事務
- 2 教育財産の使用目的が次のいずれかに該当する使用許可に関する事務
 - (1)及び(2) 略
 - (3) 運輸事業、通信事業、水道事業、電気事業、ガス供給事業その他公益事業の用に供するため、電柱、標柱その他これらに類するものを設置すること。

○ 教育財産特別使用許可事務処理要綱

第2 権限

校長に対する、特別使用の許可権、使用料認定権、使用料減免権及び徴収権の委譲は、次のとおりである。

1 許可権

(1)～(3) 略

(4) 校長へ委任される事務は、小規模かつ軽易な使用に係るものであり、特別高圧電線の架空、用排水路の設置及び給排水管・ガス管等の埋設に係るものについては委任されないことに留意すること。

2 以下 略

【指摘事項】 行政財産の特別使用許可の手続を行わずに施設を使用させていたもの（合規性）

該当機関 東三河農林水産事務所、知立建設事務所、新城設楽建設事務所、春日井工業高等学校

行政財産を使用させる場合に必要となる特別使用許可の手続が行われていないものがあった。

該当機関	内容
東三河農林水産事務所	特別使用許可を受けて電柱を設置する者以外の者が、当該電柱に電線等を共架する場合には、2次使用者として特別使用許可の手続が必要となるが、許可なく共架されていた。
知立建設事務所	
新城設楽建設事務所	設楽支所において、特別使用許可を受けていない電力会社の電柱が設置されていた。
春日井工業高等学校	特別使用許可を要しない電柱（学校専用線に係る電柱であって、設置が電力供給加入契約に含まれるもの）に、許可を要する電線（道路管理者が設置する街路灯への供給線）が許可なく共架されていた。

<参考>

- 愛知県公有財産規則（使用の許可）

第24条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において、使用を許可することができる。

一～三 略

四 運輸事業、通信事業、水道事業、電気事業、ガス供給事業その他公益事業の用に供するために使用するとき。

五以下 略
- 共架電柱の取扱いについて（通知）

県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて設置されている電柱等に使用許可（又は貸付け）の相手方以外の者が電線等（PHS無線基地局を含む。）を設置する場合及び県有の工作物たる電柱等に電線等（PHS無線基地局を含む。）を設置する場合の使用許可（又は貸付け）事務の取扱いを下記のとおり定める。

1 用語の意義

 - 共架電柱……県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱等を設置している者以外の者により電線等（PHS無線基地局を含む。）が設置されている電柱等
 - 1次使用……県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて電柱等を設置すること
 - 2次使用……1次使用者以外の者が県から土地の使用許可（又は貸付け）を受けて設置されている電柱等に電線等（PHS無線基地局を含む。）を設置すること

2 共架電柱の取扱い

(1) 使用許可（又は貸付け）の相手方

1次使用者と2次使用者の両者に使用許可（又は貸付け）を行うものとする。

○ 学校内の電柱、売店の取り扱いについて（通知）

電柱および売店等を設ける目的で行政財産を使用させる場合の事務処理方針は、次のとおりです。

1 電柱（鉄塔、支柱、支線柱、支線を含む）及び共架（引き込み線を含む）の取扱いは、次のとおりです。

区分	許可手続	使用料	備考
学校専用線	不要	不要	加入契約に含まれる場合
	使用許可を要す	全額免除	加入契約に含まれない場合
学校通過線	使用許可を要す	徴収	

（注）西日本電信電話株式会社及び中部電力株式会社の設置する学校専用線については、加入契約に含まれるため、使用許可は不要。

〈監査意見〉 行政財産の特別使用許可について、適正な事務の執行を求めるもの

該当機関 全庁

行政財産については、愛知県公有財産規則等の定めるところにより、その用途又は目的を妨げない限度において、使用を許可することができることとされ、また、当該許可事務の一部は、かいの長等に委任されている。

これまでの定期監査において、行政財産の特別使用許可についての手続漏れや手続誤りが散見されたことから、繰り返し注意改善を求めてきたところである。

しかしながら、今回の定期監査においても、行政財産の許可を行わないまま行政財産を使用させていた事例や、許可権限が委任されていないかいの長等が許可を行っていた事例が少なからず見受けられ、多くは長年にわたり不適正な扱いが継続していた。

これまでの繰り返しの注意喚起にもかかわらず、こうした誤りが毎年のように発見されていることを踏まえて、各所属において適正な事務の執行を徹底されるよう努めることはもとより、制度所管課においても、その状況・要因を把握し、再発防止に向けて関係規則等の改正も含めてより実効的な措置を講じられたい。

【指導事項】 物品の廃棄に当たり、必要な手続を行っていないもの（合規性）

該当機関 千種高等学校

物品の売払いや廃棄処分に当たっては、不用決定の手続が必要とされているが、千種高等学校では、ストーブ2台について、その手続を行わず廃棄していた。

また、物品出納職員は、毎年度1回以上物品を帳簿と対照の上で点検し、その旨を帳簿の余白に記載し、押印しなければならないとされているが、同校においては、廃棄したストーブ2台について、現物を確認することなく点検表に押印していた。

○ 不用決定の手続をせず廃棄した物品

品名	数量	取得年月日	取得金額
ストーブ	2台	平成3年1月22日	37,595円 (一台当たり)

<参考>

○ 愛知県財務規則
(点検)

第118条 物品出納職員は、毎年度一回以上その保管する物品（基金に属する動産を含む。）及び職員が使用する物品を帳簿と対照のうえ点検し、その旨帳簿の余白に記載し、押印しなければならない。

(不用の決定等)

第119条 収支等命令者は、管理換えをすることができない物品又は使用をすることができない物品が生じたときは、不用決定調書（様式第64）により不用の決定をしなければならない。

2 収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち、売払いをすることが不利又は不適當であると認めるもの及び売払いをすることができないものは、廃棄することができる。

3 以下 略

(6) 委 託

【指導事項】 結核の接触者健康診断・管理検診業務委託において、変更契約書を作成していないもの（合規性）

該当機関 一宮保健所

契約担当者は、契約締結後に技術、予算その他やむを得ない理由により必要があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更することができ、協議が整ったときは、遅滞なく変更契約書を作成しなければならないとき

れている。

一宮保健所では、結核の接触者に対する健康診断及び管理検診業務の医療機関への委託に関し、契約締結後に検査項目を追加する必要性が生じたとして、医療機関に追加項目の検査を実施させていたが、変更契約書を作成していなかった。

○ 委託契約の概要

委託名	結核の接触者健康診断・管理検診業務委託
業務内容	結核の発生の予防及びまん延防止を目的として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断及び精密検査を医療機関に委託して実施する。
委託期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
委託検査項目	(当初) 接触者健診(問診、胸部X線単純撮影、I G R A検査、ツベルクリン反応検査、喀痰検査(塗抹・培養))、管理検診(問診、胸部X線単純撮影、喀痰検査(塗抹・培養)) (追加) 接触者健診(コンピューター断層撮影)

<参考>

○ 愛知県財務規則 (契約内容の変更)

第134条 契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由により必要があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更することができる。

2 略

3 契約担当者は、契約内容の変更協議がととのつたときは、第127条又は第129条第2項の規定により遅滞なく変更契約書、変更請書等を作成しなければならない。

(7) 工事

【指導事項】 舗装道修繕工事請負契約において、設計金額に誤りがあったもの (合規性)

該当機関 新城設楽建設事務所

道路の舗装修繕の設計において、路面切削(切削深さ6cm以下)については、切削面積により異なる単価を用いている(4,000㎡超:418円/㎡、4,000㎡以下:492円/㎡)。

新城設楽建設事務所では、舗装道修繕工事の設計において4,000㎡以下の単価を用いるべきところ、誤って4,000㎡超の単価を用いたことにより、

直接工事費が過小となり、それによって他の費目も連動し、合計で454,680円の過小積算となっていた。

○ 過小積算の内容

費目等	正	誤
工事原価①	31,437,907円	31,076,527円
純工事費	23,933,907円	23,649,527円
直接工事費	20,174,527円	19,925,147円
路面切削	3,370㎡×492円 =1,658,040円	3,370㎡×418円 =1,408,660円
共通仮設費	3,759,380円	3,724,380円
現場管理費	7,504,000円	7,427,000円
一般管理費等②	5,718,426円	5,659,070円
工事価格 (①+②(千円未満切り捨て))	37,156,000円	36,735,000円
消費税相当額	2,972,480円	2,938,800円
合計	40,128,480円	39,673,800円

設計金額の差 454,680円

(8) その他

【指導事項】 個人情報の管理が適正でなかったもの（合規性）

該当機関 総務局市町村課

愛知県情報セキュリティポリシーでは、情報資産は、その重要性に応じて三つに分類されており、そのうち秘密を要する情報である重要性Aの情報資産については、情報セキュリティ管理者の許可を得た場合を除き、メールで送信しないものとされている。

市町村課では、重要性Aに分類される情報資産である叙勲の推薦に係る個人情報を、情報セキュリティ管理者の許可を得ずに国にメールで送信していた。また、その際に、所属メールのメーリングリストとして登録されていた県内市町村、一部事務組合及び新城設楽振興事務所も誤って宛先に設定し、送信していた。

<参考>

- 愛知県個人情報保護条例
(個人情報の利用及び提供の制限)
- 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- 2以下 略

○ 愛知県情報セキュリティポリシー
(情報資産の分類)

第 17 条 情報資産は、その重要性に応じて、次により分類する。分類に当たっては、愛知県行政文書管理規程（平成 16 年愛知県訓令第 4 号）、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に定める不開示情報、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）に基づき保護すべき保有個人情報等を考慮する。

分類	分類基準
重要性 A	秘密を要する情報資産
重要性 B	重要性 A 又は重要性 C 以外の情報資産
重要性 C	直ちに一般に公表することを前提としている情報資産

※ 個人情報に当たるメールアドレス（公務員の業務上のメールアドレスを除く。）は重要性 A に分類されるが、メール送信時に送信先（宛先、cc、bcc）として利用する場合に限っては、重要性 B に分類されたものとみなす。
(情報資産の管理)

第 18 条 情報資産は、そのライフサイクルに応じて、次の各号により管理しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) メール等による情報の送信

イ 重要性 A の情報は、メールで送信しないこと。ただし、送信をしなければ職務の遂行に支障をきたすとして、情報セキュリティ管理者の許可を得た場合を除く。なお、送信の許可は、記録に残る形で行うとともに、適切な措置を講じること。

ロ 略

ハ イ及びロによりメールで送信する場合は、送信する情報資産は必要最小限とすること。

ニ メールを送信する場合は、別冊に定める運用によること。

ホ 略

(8) 略

○ 愛知県情報セキュリティポリシー別冊

第 18 条関係 (情報資産の管理)

(7) メール等による情報の送信

イ 許可を得て、重要性 A の情報をメールで送信する場合は、暗号化、パスワード設定、個人情報の匿名化等、適切な措置を講じること。

【指導事項】 行政文書の開示に当たり、不開示とすべき個人情報を開示したものの (合規性)

該当機関 福祉局高齢福祉課

愛知県情報公開条例に基づく行政文書の開示に当たっては、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合においては、不開示部分を除いた部分について開示することとされている。

高齢福祉課では、愛知県介護保険審査会検討資料に関する文書開示に当たり、該当となる文書に、特定の個人を識別することができる不開示情報が含まれていたが、確認を怠ったことにより、2名の個人情報を誤って開示した。

<参考>

<p>○ 愛知県情報公開条例 (行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ以下 略</p> <p>三以下 略 (部分開示)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求をしたもの(第6条第1項ただし書の規定により開示請求書を提出しなかったものを除く。以下「開示請求者」という。)に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>

<監査意見> 個人情報の適切な管理や取扱いを求めるもの

該当機関 全庁

個人情報については、個人の権利利益を保護するという愛知県個人情報保護条例の目的を実現するために、適切な管理や取扱いがなされるよう、

これまでも、定期監査において繰り返し注意改善を求めるとともに、監査意見を付してきたところである。

しかしながら、今回の定期監査において、行政文書の開示に当たり不開示とすべき個人情報を誤って開示したもの、個人情報が記載された文書をメールで送信する際に送信先を誤ってしまったものなどの事例が見受けられた。

これらの事例は、担当職員の個人の権利利益の保護に対する認識不足だけでなく、所属における個人情報の適切な管理や取扱いに関する体制が不十分であったことも要因の一つと考えられる。

個人情報の不適切な管理は、取り返しのつかない重大な事態を招きかねないものであり、個人の権利利益の保護の重要性を認識した上で、愛知県個人情報保護事務取扱要領等に基づいた適切な管理や取扱いがなされるよう徹底されたい。

また、制度所管課においては、個人情報の取扱いに関する職員の知識向上を図るために、毎年度、研修等を行い個人情報の適切な取扱いについて周知を図っているところであるが、繰り返し発生している状況に鑑み、実効性のある各種対策に取り組まれるよう努められたい。

〈監査意見〉複数施設を一括した電力入札の実施検討を求めるもの

該当機関 全庁

複数施設をまとめた電力入札の実施については、しなやか県庁創造プラン（愛知県第六次行革大綱）の「個別取組事項（後半期の取組）」において、「平成28年4月からの電力小売りが全面自由化されたことに伴い、使用量の小さい施設を複数とりまとめて入札を実施する」とされているところである。

今回の定期監査で、既に実施済の県立学校や県税事務所等の契約状況を確認したところ、事務の合理化、電力費用の低減などの面で成果を挙げていることが確認された。

ついでには、現在、検討中も含めて実施していない施設においては、成果を挙げた事例を参考に具体的に検討を進められたい。

〈監査意見〉 内部統制制度の導入に当たり、チェック体制が有効に機能するよう求めるもの

該当機関 全庁

今回の定期監査において、誤りが見受けられた事例は、一義的には、担当者が手続の確認を怠ったり、不注意であったりしたことに起因したものが多く、大半は、担当者が事務を処理するに当たり、決裁による手続を得ており、複数名によるチェックがなされているにもかかわらず、起きているのが現状である。

過去においても、今後の内部統制制度の整備に当たり、チェック体制の充実を求める意見を付したところであるが、現状、体制があるにもかかわらず、十分機能していないことが懸念される。

については、適正な事務執行の確保のために、内部統制制度を導入するに当たっては、各局等が主体的、積極的に取り組み、チェック体制が有効に機能するよう努められたい。

〈監査意見〉 メンタルヘルス対策の充実を求めるもの

該当機関 全庁

行政課題が多様化する中、各所属では、迅速かつ的確な対応が求められており、それに伴い職員の負担も増していると思われるが、今回の定期監査において、精神疾患による休職者の数は、このところ増加傾向にあることが確認された。

管理監督者は、日頃から、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上などを図るとともに、精神面で不調を訴える職員に対しては、県所管課が行う精神科医師や保健師の相談事業などを活用し、早期の対応に引き続き努められたい。

また、各局等においては、そうした職員の在籍する所属に対して、組織の機能が維持されるよう、適時適切な支援や相談機会を設けるなど、きめ細やかな対応に取り組まれるよう努められたい。